

ASIAGAP団体事務局用管理点と適合基準Ver.2.2に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応

No.	ASIAGAPVer.2.2(パブリックコメント版)			提案者	問題点・疑問点・改正提案	ASIAGAP ver.2.2
	管理点 番号	管理点	適合基準			対応
1	1.2	団体の組織体制	下記の責任者が確認できる組織図または文書がある。 (1) 団体の代表者 (2) 団体事務局の責任者 (3) 内部監査の責任者 (4) 内部監査員・内部監査補佐役・内部監査の評価員 (5) 「ASIAGAP農場用 管理点と適合基準」が求める責任者（団体事務局が担当する場合）	会員	「内部監査の評価員」という表現は、本当にこれでいいのでしょうか。組織図には、「内部監査員」を掲載すべきであり、内部監査員＝自分以外の内部監査員が実施した内部監査の評価員になるのではないかと思います。  次のようにしてはどうか。(4)内部監査員・内部監査の評価員 ※内部監査員は、内部監査の評価員を兼務できるが、自らが実施した内部監査を評価することはできない。	内部監査の評価とは単に内部監査結果の検証だけでなく、内部監査全体のPDCAが適切に回っているかどうかを検証する必要がある。内部監査全体を取りまとめる者は内部監査の責任者となるので、内部監査の評価を行うものとして内部監査の評価員を新たに用意するのではなく内部監査の責任者が内部監査の評価を行うものとした。評価を行う者として新たに管理点1.2.1(2)(2)において内部監査プログラム全体の管理の実施を要求した。 GFSIで要求されている技術レビューアは内部監査の国際的指針であるISO19011で示されている「監査プログラムの管理者」＝既存の内部監査の責任者であると再認識して整備した。
2	1.2.1	団体事務局の責任者、内部監査の責任者、内部監査の評価員の要件	団体事務局の責任者は下記のe)について、内部監査の責任者は下記のa～f)全てについて学習したことを説明できる。  a.食品安全衛生を含むGAPに関する最新知識 b.ハザード分析に基づくリスク評価に関する知識 c.農薬、肥料、労働安全、及び環境保全に関する基本的な知識 d.人権・福祉及び労務管理に関する基本的な知識 e.マネジメントシステム（団体統治）に関する知識 f. 監査に関する知識の保有及び監査能力  ※a,b,c,dについては「ASIAGAP農場用 管理点と適合基準」の理解を含む。 ※e,fについては「ASIAGAP団体事務局用 管理点と適合基準」の理解を含む。	会員	内部監査の評価員についての要求は、読む限り内部監査員への要求と同じです。総合規則に内部監査の評価員のことが言及されていませんが、総合規則で内部監査員及び内部監査の評価員とすべきではないかと思えます。  次のようにしてはどうか。内部監査の評価員についての言及をすべて削除し、4.1.1項に「内部監査員・内部監査補佐役・内部監査の評価員」の要件として入れる。	
3	4.1.2	内部監査員の力量確認	内部監査の責任者は内部監査員・内部監査補佐役が適切な監査を行う力量があるかを内部監査の報告書を検証し確認している。確認の結果を記録している。必要に応じ内部監査の立会を行い、立会の結果を記録している。内部監査の責任者が内部監査を行っている場合は、別の内部監査の評価員が内部監査の責任者の力量を確認している。	指導員	内部監査補佐役の力量確認は不要ですか？	内部監査補佐役の力量確認を追加した。
4	4.1.3	利害関係を排除した内部監査の実施	下記が確保されるよう内部監査の責任者が内部監査員を手配した記録がある。 (1)内部監査員・内部監査補佐役がASIAGAP審査の対象となる農場の関係者の場合、その農場は別の内部監査員によって監査されている。 (2) 団体事務局の内部監査は、監査の客観性及び公平性を確保している内部監査員によって監査されている。	審査員	前版までの「②...略...内部監査員が一名のみの場合には自己点検でもよいが、外部による審査の開始前にその事実を審査員へ申告している。」は削除で、今回は小規模団体事務局への対応は消えましたか？あるいは、新4.1.2の別の内部監査員の評価員による力量確認へと継承されたことになるのでしょうか？前版で対応してきた団体事務局はどのようにVer.2.2対応へ移行するのか、あるいは小規模団体は切り捨てたのでしょうか？	自分の業務は自分で監査しないという原則を示すが、小規模団体を切り捨てたわけではない。運用は現状のままが良いが、公平性・客観性等を示せるようにする必要がある。
5	4.1.3(2)	利害関係を排除した内部監査の実施	下記が確保されるよう内部監査の責任者が内部監査員を手配した記録がある。 (1)内部監査員・内部監査補佐役がASIAGAP審査の対象となる農場の関係者の場合、その農場は別の内部監査員によって監査されている。 (2) 団体事務局の内部監査は、監査の客観性及び公平性を確保している内部監査員によって監査されている。	会員	団体事務局の内部監査について、事務局内部の人間でも、自分の業務を監査するのではなければ利害関係はないはずなので、それが分かるような記載にしてはどうかと思います。  次のようにしてはどうか。(2)内部監査員は、自らの業務の内部監査を実施してはならない。	No.4と同様。

No.	ASIAGAPVer.2.2(パブリックコメント版)			提案者	問題点・疑問点・改正提案	ASIAGAP ver.2.2
	管理点 番号	管理点	適合基準			対応
6	4.1.5	内部監査計画	内部監査の責任者は認証期間中にどのように内部監査を実施するか具体的な計画を立案し、文書化している。	会員	認証期間中でいいのか。認証期間は2年間です。内部監査は最低でも1年に一度は実施すべきではないでしょうか。  次のようにしてはどうか。内部監査の責任者は、年に1回、内部監査の実施計画、実施方法、責任を文書化している。	内部監査プログラムの中で最低でも年1回を規定するようにした。個々の内部監査計画はその監査プログラムに従って実施するとした。個々の内部監査計画は内部監査プログラムの一部であるという整理である。
7	追加			会員	4.1.5の後に、内部監査の評価についての項目を追加してはどうでしょうか。 次のようにしてはどうか。内部監査の結果は、別の内部監査員の資格を有した人員（内部監査の評価員）が評価し、評価結果を記録している。	内部監査の評価は管理点4.6.2(2)で求めている。
8	4.5.1	団体事務局による不適合の判断	団体事務局は、農場・農産物取扱い施設の内部監査で検出された不適合について、他の農場・農産物取扱い施設に影響があるかどうかについて判断し、その記録がなければならない。他の農場・農産物取扱い施設に影響がある場合、団体事務局としての是正を行い、その記録がなければならない。	会員	文章が一部分かりづらいと思います。 (この項目は、4.6.1と要求事項が重複しています)  次のようにしてはどうか。団体事務局は、農場・農産物取扱い施設の内部監査で検出された不適合について検証し、必要に応じて組織全体に水平展開を行う。	提案に従い「内部監査の責任者は、農場・農産物取扱い施設の内部監査で検出された不適合について検証し、組織全体への水平展開の必要性を判断し、必要な場合対策を実施している。水平展開の結果も含め、一連の記録を残している。」とした。
9	7.1(6)	団体の苦情・異常対応	団体、農場もしくは特定の圃場や施設に関する苦情・異常が発生した場合の対応について、文書化された効果的な重大事故管理手順があり、下記が明確になっている。商品の異常は収穫物や調製中の農産物・出荷物の安全性に関連する重大な不適合の発生を含む。  (1) 苦情や異常の発生時における責任者（商品回収について判断する責任者を含む）への連絡 (2) 状況及び影響の把握（商品回収の必要性の判断及び判断基準を含む） (3) 応急対応（影響がある出荷先及び関係機関への連絡・相談・公表、商品回収、不適合品の処置等を含む） (4) 原因追及 (5) 是正処置とその完了期限 (6) 食品安全に関する重大な不適合、すべての商品回収及び起訴についての認証機関への確実な報告 (7) 取られた是正処置の効果に対する検証 (8) 重大事故管理手順が効果的であることを確認するために定期的にテストする	会員	「法令違反があった場合のASIAGAP認証機関への報告」という表現が、法令違反がどこまでなのか、という部分で分かりづらいと思います。  次のようにしてはどうか。(6)公的に公表されるべき法令違反があった場合（製品の回収など）、ASIAGAP認証機関への報告	総合規則8.1(3)a)の表現に合わせた。

\*今回の改定案との関連が薄いと思われるコメントは対応表に掲載していませんが、必要に応じて事務局よりご連絡をする場合がございます。